

北商工第241号  
令和2年7月22日

各位

北谷町商工会  
会長 米須 義明  
( 公印省略 )

新型コロナウイルス感染症対策

## プレミアム付きニライ商品券2020参加店募集のご案内

(登録料・換金手数料無料)

新型コロナウイルスの感染拡大により、町内の多くの事業者が売上の減少など大きな影響を受けています。そこで、商工会ではコロナ感染症対策の一環として、地域における個人消費喚起と地域経済の活性化を図るためプレミアム付きニライ商品券を発行致します。これに伴い商品券を利用できる取扱店舗を募集いたします。

つきましては、参加登録を希望される方は、別紙の「募集要領」を参照のうえ「登録申請書」を当会宛て提出頂きますようご案内致します。

### <商品券事業概要>

事業名称 : プレミアム付きニライ商品券2020

発行総額 : 1億6,000万円(プレミアム率100%) 発行総数 32,000冊

発行内容 : 1冊 額面5,000円分(全店舗共通500円券×10枚)

販売価格 : 1冊 額面5,000円分を2,500円で販売

(一人2冊まで 町民のみ購入可能)

販売期間 : 令和2年9月15日(火) 予定

使用期間 : 令和2年9月15日(火) から令和3年1月14日(木) まで

申込方法 : 別添の「加盟店登録申請書兼誓約書」を当会宛てに提出

(郵送、窓口、FAX、メールどちらでも可能。)

※参加店募集要領(別紙)の内容をご確認のうえお申込み下さい。

北谷町商工会 TEL: 936-2100 FAX: 936-8845  
E-MAIL: [nirai@chatans.jp](mailto:nirai@chatans.jp) (商品券専用メールアドレス)

# 「北谷町プレミアム付きニライ商品券」 参加店舗募集要領(概要版)

|               |   |
|---------------|---|
| 商品券概要         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売価格 1冊につき 2,500円</li> <li>・額面価格 1枚当たり 500円 1冊10枚セット 5,000円(プレミアム率100%)</li> <li>・最大2冊まで購入可能(購入方法等の詳細は、後日お知らせいたします。)</li> </ul>   |
| 参加資格          | 北谷町内に店舗、事業所などを有する事業者で、小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営む事業者のうち以下に該当する事業者を除いたもので、北谷町内の店舗等において商品券が使用できる事業者とする。  |
| 参加資格対象外となる事業者 | <ol style="list-style-type: none"> <li>① スーパーマーケット、デパート百貨店(テナント除く)、ドラッグストアチェーン店、DIYセンター、大型家電量販店、旅行業、旅行代理店、不動産業(管理業含む)、広告業、金融機関(銀行・信用金庫など)、生命保険・損害保険会社、証券会社、病院・歯科・処方箋薬局(医療保険、介護保険等に伴うもの)、風俗関連営業、キャバレー、クラブ、パチンコ店</li> <li>② 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者</li> <li>③ 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。</li> <li>④ 上記「6.商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者。</li> </ol> |
| 登録申請方法        | <p>参加店舗登録申請書に必要事項を記入の上、郵送又はFAX・電子メールしてください。</p> <p>※複数店舗がある場合は店舗ごとに個別の申請が必要です。</p> <p>郵送先：〒904-0101 北谷町上勢頭837-1 TEL：936-2100 FAX：936-8845<br/>E-MAIL：nirai@chatans.jp(商品券事業専用メール)</p>   |
| 応募期間          | <p>一次：令和2年7月27日(月)～8月14日(金) 9:00～17:00<br/>※8月14日までに受付された場合は、参加店舗一覧チラシに掲載して商品券購入対象者へ送付します。</p> <p>二次：令和2年8月17日(月)～12月25日(金) 9:00～17:00<br/>※8月17日以降に受付された場合は、参加店舗一覧チラシには掲載されません。<br/>北谷町プレミアム付き商品券特設サイトにて、随時掲載することは可能です。</p>  |
| 商品券利用期間       | <p>令和2年9月15日(火)～令和3年1月14日(木)</p> <p>・複数店舗がある場合は店舗ごとに個別の申請が必要です。</p>   |
| 商品券換金方法       | <p>加盟店は、毎週金曜日までに商工会へ商品券を持参し、所定の「換金申込書」により申込むものとする。商工会は、「換金申込書」を確認及び真贋チェックをした後、翌々週水曜日に金融機関の指定口座に振込むものとする。 ※換金の際の振込手数料は商工会が負担します。</p>   |
| 商品券換金期間       | <p>令和2年9月15日(火)～令和3年2月12日(金) 申込分まで</p> <p>※上記期間中に設定された換金受付日にしか換金できませんのでご注意ください。</p>   |
| 宣伝広告          | <p>本事業について広く地域住民及び地域事業所に周知する為に、横断幕、商工会広報誌、商工会ホームページ、町広報誌、町ホームページ、新聞折り込み、防災無線、加盟店ポスター、のぼり、ステッカーの店舗掲示、関係機関へのホームページ等周知依頼を行う。</p>   |
| 参加店説明会        | <p>9月上旬予定。日時・場所等について詳細は決まり次第お知らせ致します。</p>   |
| 注意事項          | <p>商品券の利用対象とならないものは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共料金・税金等の支払い(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金、たばこの購入)</li> <li>(2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い商品、旅券、宝くじ、電子マネー等の購入</li> <li>(3) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料金の不動産に係る支払い</li> <li>(4) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入、事業者間決済。</li> <li>(5) 現金との換金、金融機関への預け入れ。</li> <li>(6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用。</li> <li>(7) その他北谷町商工会が指定するもの。</li> </ol>   |